

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「環境管理局」を「水・大気環境局」に、「第三十六条」を「第三十五条」に、「第三十七条―第四十二条」を「第三十六条―第四十条」に、「第四十三条」を「第四十一条」に、「第四章 施設等機関（

「第四章 施設等機関（第四十二条）

第四十四条）」を

に改める。

第五章 地方支分部局（第四十三条）」

第二条第一項中「環境管理局」を「水・大気環境局」に改め、同条第二項中「、環境管理局に水環境部を  
」を削る。

第三条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十二号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十二 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

第三条第二項中「前項第二十三号から第二十九号まで」を「前項第二十四号から第三十号まで」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「環境管理局」を「水・大気環境局」に改め、同条第二項を削る。

第七条第五号中「第三十八条第五号及び第三十九条第四号」を「第三十七条第七号及び第三十八条第四号」に改める。

第九条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第十条を次のように改める。

(参事官)

第十条 大臣官房に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第十五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

「第四款 環境管理局」を「第四款 水・大気環境局」に改める。

第三十条を次のように改める。

(水・大気環境局に置く課)

第三十条 水・大気環境局に、次の五課を置く。

総務課

大気環境課

自動車環境対策課

水環境課

土壌環境課

第三十一条第一号中「環境管理局」を「水・大気環境局」に改め、同条第二号及び第三号中「、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係る」を「並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行う」に改め、同条第九号及び第十号中「環境管理局」を「水・大気環境局」に改める。

第三十四条を削る。

第三十五条（見出しを含む。）中「水環境管理課」を「水環境課」に改め、同条第六号中「第六条第一項第十三号」を「第六条第十三号」に改め、「水」の下に「水底の底質を含み、」を加え、同号を同条第七号とし、同条第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「汚濁」の下に「（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）」を加え、「企画課及び」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること（土壤環境課の所掌に属するものを除く。）。

第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条第四号中「第六条第一項第十三号」を「第六条第十三号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条中「五課」を「四課」に改め、「自然環境整備課」を削り、第二章第三節第五款中同条を第三十六条とする。

第三十八条中第九号を第十二号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

第三十八条中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関すること。

五 温泉の保護及び整備に関すること。

第三十八条を第三十七条とする。

第三十九条第三号中「自然環境整備課」を「総務課」に改め、同条第四号中「及び自然環境整備課」を削り、同条を第三十八条とする。

第四十条中「及び自然環境整備課」を削り、同条を第三十九条とする。

第四十一条を削り、第四十二条を第四十条とし、第三章中第四十三条を第四十一条とし、第四章中第四十条を第四十二条とする。

本則に次の一章を加える。

## 第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

第四十三条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地方環境事務所	札幌市	北海道
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で前項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

##### （自然公園法施行令の一部改正）

第二条 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

本則に次の一条を加える。

##### （権限の委任）

第二十二條 この政令に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

(自然公園法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条による改正後の自然公園法施行令の規定に基づき環境省令を制定し、又は改廃する場合においては、その環境省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの(全国を地区とするものを除く。)に関する環境大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

(地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令の一部改正)

第五条 地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令(昭和四十年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。



「及び管区海上保安本部」を「、管区海上保安本部及び地方環境事務所」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正)

第六条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

環境大臣の権限	工場の所在地を管轄する地方環境事務所長
(公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)	

第七条 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

環境省	地方環境事務所の所掌事務に関連する事項	一の地方環境事務所の管轄区域	地方環境事務所長
(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)			

第八条 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

環境省	地方環境事務所の所掌事務に関連する事項	一の地方環境事務所の管轄区域	地方環境事務所長
-----	---------------------	----------------	----------

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

施行令の一部改正）

第九条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措

置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により地方運輸局長」を「第二項の規定により地方運輸局長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第十条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

5 法第三十九条及び第四十条の規定による環境大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正)

第十一条 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。  
第七条に次の一項を加える。

2 法第五十二条及び第五十三条第一項の規定による環境大臣の権限は、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第三項第一号」及び「同号」を「次項第一号及び第四項第一号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長

(有明海・八代海総合調査評価委員会令の一部改正)

第十三条 有明海・八代海総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「環境省環境管理局水環境部水環境管理課」を「環境省水・大気環境局水環境課」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

2 法第三百三十条第三項及び第三百三十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令

(平成十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十六 地方環境事務所

(処分、申請等に関する経過措置)

第十六条 この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の

規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理 由

環境管理局を水・大気環境局に改組するとともに、地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域を定める等の必要があるからである。